

事田先生年月日又は処分年月日	役職等	氏名	処分内容	関係法令 (法：地方公務員法)	概要
21. 11. 26			停職4月		酒気帯び運転（公務外）
21. 11. 26			嚴重注意		上記に係る管理監督責任
21. 11. 26			文書訓告		〃
21. 11. 26			文書訓告		〃
21. 11. 26			口頭注意		〃
22. 2. 18			減給1月 1/10	法第29条第1項第1号、2号及び3号	勤務時間中の飲酒
22. 2. 18			戒告	〃	〃
22. 2. 18			戒告	〃	〃
22. 2. 18			口頭嚴重注意		上記に係る管理監督責任
22. 2. 18			口頭嚴重注意		〃
22. 2. 18			口頭嚴重注意		〃
22. 3. 2			口頭嚴重注意		不適切な事務処理（離婚届）
22. 4. 30			停職2月		傷害事件
22. 11. 19			減給1月 1/10	法第29条第1項第1号、2号及び3号	不適切な事務処理（重機修繕費をガソリン等で支払い）
22. 11. 19			減給1月 1/10	〃	不適切な事務処理（重機修繕費をガソリン等で支払い）
22. 11. 19			口頭嚴重注意		上記に係る管理監督責任
22. 11. 19			口頭嚴重注意		〃
22. 11. 19			口頭注意		〃
22. 11. 19			口頭注意		〃
22. 11. 19			口頭注意		〃
22. 11. 19			口頭注意		〃
22. 11. 19			口頭注意		不適切な事務処理（重機修繕費をガソリン等で支払い）
22. 11. 19			口頭注意		不適切な事務処理（重機修繕費をガソリン等で支払い）
22. 11. 19			口頭注意		不適切な事務処理（重機修繕費をガソリン等で支払い）
23. 8. 25			文書訓戒		飲酒の上建造物侵入
23. 11. 16（公示送達のため、効力発生は12. 22）			懲戒免職		長期間の欠勤（失踪）
24. 4. 20			減給1月 1/10	法第29条第1項第1号、2号及び3号	営利企業等従事制限規定違反
24. 4. 20			口頭注意		上記に係る管理監督責任
24. 4. 20			口頭注意		〃
24. 4. 20			口頭注意		〃
24. 12. 13			減給1月 1/10	法第29条第1項第1号、2号及び3号	休憩時間に飲酒した上、職務懈怠をした。
24. 12. 13			口頭注意		上記に係る管理監督責任
25. 3. 29			訓戒		小町通り電線共同溝工事等業務委託に係る不適切な事務処理
25. 3. 29			訓戒		小町通り電線共同溝工事等業務委託に係る不適切な事務処理
25. 3. 29			文書訓告		小町通り電線共同溝工事等業務委託に係る不適切な事務処理
25. 3. 29			文書訓告		小町通り電線共同溝工事等業務委託に係る不適切な事務処理
25. 3. 29			口頭嚴重注意		上記に係る管理監督責任
25. 3. 29			口頭嚴重注意		〃
25. 6. 25			停職15日	法第29条第1項第1号、2号及び3号	無免許で公用原動機付き自転車を運転
25. 6. 25			口頭注意		上記に係る管理監督責任
25. 6. 25			口頭注意		〃
25. 6. 25			口頭注意		〃
25. 10. 30			戒告	法第29条第1項第1号、2号	極楽寺四丁目開発計画開発許可処分取消
25. 10. 30			戒告		極楽寺四丁目開発計画開発許可処分取消
25. 10. 30			戒告		極楽寺四丁目開発計画開発許可処分取消
25. 10. 30			戒告		極楽寺四丁目開発計画開発許可処分取消
25. 10. 30			口頭嚴重注意		極楽寺四丁目開発計画開発許可処分取消
25. 10. 30			口頭嚴重注意		極楽寺四丁目開発計画開発許可処分取消
25. 10. 30			口頭嚴重注意		極楽寺四丁目開発計画開発許可処分取消
25. 10. 30			口頭嚴重注意		極楽寺四丁目開発計画開発許可処分取消
25. 10. 30			口頭嚴重注意		極楽寺四丁目開発計画開発許可処分取消
25. 10. 30			口頭嚴重注意		極楽寺四丁目開発計画開発許可処分取消
25. 10. 30			口頭嚴重注意		極楽寺四丁目開発計画開発許可処分取消
25. 10. 30			口頭注意		上記に係る管理監督責任
25. 10. 30			口頭注意		〃
25. 10. 30			口頭注意		〃



事由発生日又は処分年月日	役職等	氏名	処分内容	関係法令 (法：地方公務員法)	概要
	事務職員		口頭注意		生活保護事務における不適切な事務処理
28.12.21	現金出納員				窓口における収納金等の不適切な取扱いを行っていた納税課、市民課、4支所の合計6職場の歴代の現金出納員15名及び市の会計事務を司るとともに、自らの事務を現金出納員に委任し、現金出納委員が適切に事務を行っていたのか管理する立場にあった歴代の会計管理者3名に対して訓告を行った。 ※市長部局16名、教委事務局2名
	再任用		口頭訓告		
	次長		口頭訓告		
	課長		口頭訓告		
	次長		口頭訓告		
	次長		口頭訓告		
	課長		口頭訓告		
	再任用		口頭訓告		
	次長		口頭訓告		
	再任用		口頭訓告		
	再任用		口頭訓告		
	再任用		口頭訓告		
	次長		口頭訓告		
	次長		口頭訓告		
	次長		口頭訓告		
会計管理者					
再任用		口頭訓告			
部長		口頭訓告			
次長		口頭訓告			
28.12.21	事務職員		減給1/10 1月	法第29条第1項第1号、第2号及び第3号	諸給与（通勤手当）の不適正受給
	事務職員		減給1/10 1月	法第29条第1項第1号、第2号及び第3号	諸給与（通勤手当）の不適正受給
	技能労務職		文書訓告		諸給与（通勤手当）の不適正受給。ただし、過去の事案との類似性や本人の聴き取りから悪質性までは認められなかったため、行政措置処分とした。
28.12.21	技能労務職		減給1/10 1月	法第29条第1項第1号、第2号及び第3号	勤務時間中に公用車を私的利用するという勤務態度不良及び公金・公物処理不適正があった。